

発議案第2号

大網白里市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

上記議案を地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第1項の規
定により、別紙のとおり提出する。

平成27年9月2日

大網白里市議会議長 花澤 房義 様

提出者 岡田 憲二
大野 英雄
前之園 孝光
倉持 安幸
北田 宏彦

賛成者 山田 繁子 議員
秋葉 好美 議員
加藤岡美佐子 議員
田辺 正弘 議員
小金井 勉 議員
石渡 登志男 議員
堀本 孝雄 議員
田中 吉夫 議員

別紙

大網白里市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）

大網白里市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。